

# 山梨県危機管理対策本部（特定家畜伝染病対策本部）設置要領

（趣旨）

第1条 「山梨県危機管理対策本部（特定家畜伝染病対策本部）設置要綱」（以下「要綱」という。）に基づく山梨県危機管理対策本部（特定家畜伝染病対策本部）（以下「県対策本部」という。）の運営について次のとおり定める。

（具体的な事務）

第2条 要綱第2条に定める県対策本部の所掌事務の詳細は、農林水産省が定める「特定家畜伝染病防疫指針」に基づく次の事務とする。

- （1）特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法第3条の2に定める疾病のうち、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに知事が必要と認める疾病）（以下「特定疾病」という。）に係る家畜防疫に関すること。
- （2）関係する情報の収集及び提供に関すること。
- （3）地域住民の健康相談に関すること。
- （4）関係食品等の安全対策に関すること。
- （5）関係事業者等の支援に関すること。
- （6）防疫に必要な要員確保、調整に関すること。
- （7）防疫措置に従事する者の健康対策に関すること。
- （8）特定疾病に係る汚染物品等の処分に関すること。
- （9）その他特定疾病に関し必要なこと。

（防疫対策会議）

第3条 県対策本部は、市町村及び関係団体等と情報の共有を図り、防疫対策を円滑に実施するために必要なときは、別表第1に掲げる者（各特定疾病に係る団体等）をもって構成する防疫対策会議を開催するものとする。

（幹事会）

第4条 県対策本部に付議する事項について協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、幹事長代理、参与及び幹事で構成する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。
- 4 幹事会の構成員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。ただし、幹事長は、必要があると認めるときは庁内関係課及び国の関係機関を構成員に加えることができる。
- 5 緊急時には、幹事会の構成員を限定して開催することができるものとする。

（事務局）

第5条 県対策本部の事務局は、別表第3に掲げる班で構成し、事務局長及び総括班長を置く。

- 2 事務局長は、必要に応じて、県対策本部の班員を指名する。

(附則)

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和6年1月10日から施行し、令和5年10月23日から適用する。

(附則)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

議 長	本部長（知事）
副 議 長	副本部長（農政部長）
構成団体・ 機関	市町村、関係団体（（一社）山梨県農業会議、山梨県農業協同組合中央会、 全国農業協同組合連合会山梨県本部、山梨県農業共済組合、 山梨県酪農業協同組合、（公財）山梨県子牛育成協会、 （公財）山梨県農業振興公社、（公社）山梨県獣医師会、 （公社）山梨県畜産協会、（一社）山梨県配合飼料価格安定基金協会、 （株）山梨食肉流通センター、甲斐食産（株）、 クレイン農業協同組合、山梨みらい農業協同組合、 梨北農業協同組合、山梨県動物薬品器材協会、 甲州牛・甲州ワインビーフ推進協議会、山梨県家畜改良協会、 山梨県家畜人工授精師協会、山梨県養豚協会、 甲州富士桜ポーク生産組合、山梨県養鶏協会、甲州地どり生産組合）、 関係機関（農林水産省関東農政局山梨県拠点、 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所、陸上自衛隊）、 協定先（（一社）山梨県建設業協会、（一社）山梨県ペストコントロール協会、 （一社）日本塗装工業会、NPO法人コメリ災害対策センター、 山梨県高圧ガス溶剤組合、峡南衛生組合、エルテックサービス（株）、 山梨県鳶工業連合会）

別表第2

	構成員名	主 な 所 管 事 項
幹事長	農政部 理事又は次長	・ 幹事会の総括
幹事長 代 理	農政部 農政部長が指名する次長又は技 監	・ 幹事長の代理
参 与	防災局次長	・ 危機管理対策の支援に関すること
幹 事	人口減少危機対策本部事務局 人口減少危機対策課長	・ 組織内の連絡調整に関すること
	高度政策推進局 秘書課長 政策調整グループ政策参事 広聴広報グループ広聴広報監	・ 局内各課の連絡調整に関すること ・ 情報提供に関すること
	総合県民支援局 男女共同参画・多様性推進課長 子育て・次世代サポート課長 まなび支援課長 県民生活支援課長	・ 局内各課の連絡調整に関すること ・ 食品の安全・安心の啓発に関すること ・ 保育園への情報提供に関すること ・ 私立学校への情報提供に関すること ・ 消費者相談に関すること

<p>新価値創造推進局 新事業チャレンジ推進課長 国際・水素戦略推進課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局内各課の連絡調整に関すること</li> <li>・ 多言語での情報提供に関すること</li> </ul>
<p>地域デザイン・新交通基盤推進局 地域デザイン・リニア推進グループ 地域デザイン・リニア推進監</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局内各課の連絡調整に関すること</li> </ul>
<p>総務部 人事課長 職員厚生課長 財政課長 資産高度利用推進課長 行政法務課長 市町村振興課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各課の連絡調整に関すること</li> <li>・ 防疫従事者の健康相談に関すること</li> <li>・ 防疫関係の予算に関すること</li> <li>・ 県有地に関すること</li> <li>・ 告示等に関すること</li> <li>・ 市町村の財政負担に関すること</li> <li>・ 市町村への情報提供</li> </ul>
<p>防災局 防災危機管理課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局内各課の連絡調整に関すること</li> <li>・ 危機管理対策支援に関すること</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、調整に関すること</li> <li>・ 防疫資材に関すること</li> </ul>
<p>福祉保健部 福祉保健総務課長 医務課長 衛生薬務課長 健康増進課長 感染症対策センター感染症対策監</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各課の連絡調整に関すること</li> <li>・ 防疫従事者の健康対策に関すること</li> <li>・ と畜場、食鳥処理場に関すること</li> <li>・ 愛玩動物に関すること</li> <li>・ メンタルヘルスに関すること</li> <li>・ 感染症にかかる相談に関すること</li> </ul>
<p>森林環境部 森林環境政策課長 県有林課長 治山林道課長 大気水質保全課長 環境整備課長 自然共生推進課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各課の連絡調整に関すること</li> <li>・ 県有林に関すること</li> <li>・ 林道に関すること</li> <li>・ 廃棄物の処理に関すること</li> <li>・ 公害対策に関すること</li> <li>・ 野生鳥獣に関すること</li> </ul>
<p>産業政策部 産業政策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各課の連絡調整に関すること</li> <li>・ 関係業界への情報提供に関すること</li> </ul>
<p>観光文化・スポーツ部 観光政策グループ観光政策推進監 観光振興グループ観光振興監 文化振興・文化財課長 スポーツ振興課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各課の連絡調整に関すること</li> <li>・ 関係業界への情報提供に関すること</li> <li>・ 埋蔵文化財に関すること</li> <li>・ 小瀬スポーツ公園の利用に関すること</li> </ul>

	<p>農政部</p> <p>農政総務課長 担い手・農地対策課長 販売・輸出支援課長 農業技術課長 果樹園芸振興課長 畜産課長 食糧水産課長 農村振興課長 耕地課長 東部家畜保健衛生所長 西部家畜保健衛生所長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各課の連絡調整に関する事</li> <li>・ 家畜防疫対策に関する事</li> <li>・ 畜産農家対策に関する事</li> <li>・ 飼料用米穀等に関する事</li> <li>・ 農畜産物の流通に関する事</li> <li>・ 農地利用に関する事</li> <li>・ 埋却等に関する事</li> <li>・ (一社)山梨県建設業協会との調整に関する事</li> </ul>
	<p>県土整備部</p> <p>県土整備総務課長 道路管理課長 景観まちづくり室長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各課の連絡調整に関する事</li> <li>・ 移動制限区域における道路封鎖等に関する事</li> <li>・ 都市公園の利用に関する事</li> </ul>
	<p>出納局</p> <p>会計課長 管理課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局内各課の連絡調整に関する事</li> <li>・ 防疫措置に必要な資材の調達に関する事</li> </ul>
	<p>議会事務局</p> <p>次長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局内の連絡調整に関する事</li> </ul>
	<p>人事委員会事務局</p> <p>次長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局内の連絡調整に関する事</li> </ul>
	<p>監査委員事務局</p> <p>次長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局内の連絡調整に関する事</li> </ul>
	<p>労働委員会事務局</p> <p>次長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局内の連絡調整に関する事</li> </ul>
	<p>教育庁</p> <p>総務課長 福利給与課長 義務教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局内の連絡調整に関する事</li> <li>・ 防疫従事者の健康相談に関する事</li> <li>・ 公立学校への情報提供に関する事</li> </ul>
	<p>企業局</p> <p>総務課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局内各課の連絡調整に関する事</li> </ul>
	<p>警察本部警備部</p> <p>警備第二課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部内の連絡調整に関する事</li> <li>・ 県民の安全に関する事</li> <li>・ 発生時の移動制限に関する事</li> </ul>
	<p>各部局共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地における防疫措置に関する事</li> <li>・ その他必要と認める事項</li> </ul>

別表第3

班	班長	業 務 内 容
事務局長 農政部理事又は次長 (副事務局長 農政部長が指名する次長又は技監)		
総括班	班長 畜産課長 (副班長 同課長補佐)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各班との連絡調整</li> <li>・農林水産省及び市町村、関係団体との連絡調整</li> <li>・各班からの情報収集及び取りまとめ、進捗管理</li> <li>・報道機関の取材対応</li> </ul>
	班長 農政総務課長 (副班長 同総括課長補佐)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫作業に係る人員の確保、手当等の支給</li> <li>・予算編成、支出に関すること</li> <li>・本部員会議、幹事会及び防疫対策会議の開催準備</li> <li>・県外からの応援者の割り振り、出役管理、旅費支出関係事務</li> </ul>
総務班	現地係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合施設の設営</li> <li>・現地仮設テントなどの設営</li> <li>・バス乗車時の確認、誘導</li> <li>・集合施設から現地仮設テントへの作業者誘導</li> <li>・出役者の確認</li> </ul>
防疫対策班	班長 農政部畜産経営対策主幹 (副班長 畜産課課長補佐)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫活動方針の策定及び告示</li> <li>・通行規制、移動制限区域及び消毒ポイントの決定</li> <li>・疫学調査及び原因究明の実施</li> <li>・現地と本部との連絡調整 (現地派遣を含む)</li> </ul>
	班長 農場を所管する家畜保健衛生所長 (副班長 農場が所在する農務事務所長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫措置の計画策定に関すること</li> <li>・病性鑑定、疫学調査に関すること</li> <li>・必要な人員、機械、資材等の計画に関すること</li> <li>・通行規制、移動制限区域及び搬出制限区域の計画に関すること</li> <li>・消毒ポイントの設置計画に関すること</li> </ul>
現地対策班		

<p>現地対策班</p>	<p>現地調査係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民説明会に関すること</li> <li>・発生農場での防疫措置開始前の準備に関すること</li> </ul> <p>集合施設等運営係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集合施設の運営、管理</li> <li>・現地仮設テントの運営、管理</li> </ul> <p>殺処分係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生農場における家畜の殺処分</li> <li>・発生農場における処分家畜の袋詰め</li> <li>・発生農場における殺処分数の記録</li> </ul> <p>汚染物品処分係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料・堆肥・敷料等汚染物品の処分</li> <li>・処分汚染物品数量の記録</li> </ul> <p>車両消毒、随行係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農場出入口での車両消毒</li> <li>・埋却地への随行（埋却地が遠隔な場合）</li> </ul> <p>埋却補助係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染物品の積み込み、搬出補助</li> <li>・フレコンバック数量の記録</li> </ul> <p>農場消毒係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農場の消毒</li> </ul>
<p>埋却班</p>	<p>班長 耕地課長（副班長 同総括課長補佐）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋却地の確認等</li> <li>・埋却及び運搬等に関する関係団体との調整</li> <li>・機材及びオペレーターの確保</li> <li>・発生農場等における埋却等作業の支援</li> </ul> <p>現地係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地での埋却計画確認</li> <li>・埋却溝の掘削</li> <li>・埋却溝への石灰散布、シート敷設</li> <li>・埋却地、保管場所への運搬作業</li> <li>・埋却地での作業立ち会い、記録</li> <li>・埋却作業</li> <li>・埋却溝の埋め戻し作業、石灰散布</li> <li>・埋却機材の洗浄、消毒</li> </ul>

防疫資材班	班長 担い手・農地対策課長（副班長 同課長補佐）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材の調達及び管理</li> <li>・集合施設、現地仮設テントなどの設営補助</li> </ul>
	<p>現地係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄資材の積み込み搬入</li> <li>・必要資材の発注連絡</li> <li>・現地での資材、食料等の管理</li> <li>・現地と本部の資材に関する連絡、管理（レンタル機器含む）</li> </ul>
移動規制班	班長 果樹園芸振興課長（副班長 同課長補佐）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒ポイントの設置及び管理、調整等</li> <li>・移動制限に関する関係機関との調整</li> <li>・バスの手配</li> <li>・ホームページへの掲載</li> </ul>
	<p>現地係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒ポイントでの消毒実施</li> <li>・通行規制場所（72時間以内）への対応</li> </ul>
情報班	班長 農業技術課長（副班長 同総括課長補佐）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫活動情報の収集・伝達及び記録</li> <li>・現地への情報員配置</li> <li>・現地からの情報（殺処分数、埋却したフレコン個数等）の報告</li> <li>・気象情報等の現地への情報提供</li> <li>・市町村、関東農政局、団体等への情報提供</li> </ul>
	<p>現地係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地進捗等各種情報（殺処分数、埋却したフレコン個数等）の報告</li> <li>・記録（報道用写真撮影、送付）</li> </ul>
広報班	班長 食糧水産課長（副班長 同課長補佐）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレスリリースに関すること</li> <li>・風評被害対策に関すること</li> <li>・県ホームページ等による情報公開に関すること</li> <li>・相談窓口の設置</li> </ul>

環境対策班	班長 農村振興課長（副班長 同課長補佐）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋却地等の調整（防疫措置終了後含む）</li> <li>・廃棄物対策に関すること（防疫措置終了後含む）</li> <li>・汚染物品の処理、運搬に関すること</li> <li>・住民説明会の開催に関すること</li> </ul>
	現地係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民説明会の開催</li> <li>・埋却地での作業立ち会い</li> </ul>
疫学調査班	班長 所管外家畜保健衛生所長（副班長 同次長）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生農場と疫学関連のある農場への疫学調査</li> <li>・制限区域内の農場調査</li> <li>・清浄性確認検査</li> </ul>
流通対策班	班長 販売・輸出支援課長（副班長 同課長補佐）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜場、食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場、家畜市場等の状況把握</li> <li>・農畜産物のPR対策</li> <li>・と畜場等の閉鎖に関すること</li> </ul>
保健班	班長 福祉保健総務課長（副班長 同総括補佐）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉保健部獣医師の動員</li> <li>・保健上の問題への対応</li> <li>・発生農場等の事故等発生時における対応</li> <li>・発生に係る人の健康管理に関すること</li> </ul>
	現地係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫従事者及び飼養者の健康管理</li> <li>・防疫従事者の傷病への対応</li> </ul>